

★9月のお知らせ★

事業主の
みなさまへ



2019年4月より働き方改革が施行されます！



働く人達がそれぞれの事情に応じた働き方を選択できる社会の実現を目指し、長時間労働の是正や多様な柔軟な働き方の実現・雇用形態に関わらない公正な待遇の確保の措置が講じられます。

① 時間外労働の上限規制 (中小企業は2020年4月より施行)

時間外労働の上限が、月45時間・年360時間を原則とし、特別の事情がなければこれを超えることはできません。(月45時間は1日当たり2時間程度の残業に相当)
特別の事情がある場合でも年720時間・複数月平均80時間を超えることはできません。(月80時間は1日当たり4時間程度の残業に相当)

② 年次有給休暇の確実な取得

使用者は、10日以上有給休暇が付与される全ての労働者に対し、時季を指定して毎年5日間の有給休暇を与える必要があります。

③ 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保 (中小企業は2021年4月より施行)

同一企業内で、正規雇用労働者と非正規雇用労働者(パートタイム、有期契約、派遣など)の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。
ガイドラインを策定し、どのような待遇差が不合理に当たるかを明確に示します。
どの雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けられるようにすることで、多様な働き方を「選択」できるようにします。

◆厚生年金保険料率◆

平成30年9月(10月納付)の改定はありません。
現行18.3%
(被保険者負担額9.15%)

◆人事・労務担当者セミナー◆

(働き方改革関連法
実施に向けて企業の対応)

10月18日(木)
寺山総合ビル3階

◆秋の健康診断◆

10月5日(金)・11日(木)
深谷寄居医師会
メディカルセンター

詳細・申込方法はそれぞれ別紙にてお知らせします♪

★平成30年9月の営業土曜日は
以下のとおりです。

1日(土)	休
8日(土)	休
15日(土)	休
22日(土)	営業(労務)
29日(土)	休



★ ご質問、ご相談等はこちらまで・・・
トキワビジネス協同組合
埼玉社会保険労務事務所
寺山社会保険労務士事務所



TEL : 048 - 571 - 2231
FAX : 048 - 570 - 1929
URL : <http://www.tokiwa-business.com/wp4app/>